

令和2年度

施政方針説明

6月市議会でも福岡市長が、市政運営に対する基本姿勢や今年度の重要施策、予算編成の基本方針を説明しました。その一部を紹介します。問合先 政策企画課 ☎620・1605

このたびの新型コロナウイルスへの感染により、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々にお見舞いを申し上げます。

令和2年度におきましては、市民の皆さまの命と健康、そして暮らしを守るため、新型コロナウイルスへの対策が本市の最優先課題にして市長として最大の使命であります。

目下、新型コロナウイルス対策として非接触、社会的距離が求められ、様々な業界・生活面において大きな制約を受け、市民の皆さまにおかれましては、不安やストレスを抱えた日常生活を送られております。

新型コロナウイルスと共存するしかない現在の段階、いわゆる「Withコロナ」におきましては、市民の皆さまをはじめ影響を受ける様々な主体をサポートし、心の健康に欠かせないこれ

までの日常、不要不急を含んだ日常を一つずつ取り戻してまいります。

また、新型コロナウイルスを克服した将来の段階、いわゆる「Afterコロナ」では、「Withコロナ」下で加速しているデジタル融合・進化等を踏まえ、庁内でのAIの活用や働き方改革をはじめ、庁外も含め、本市での先進的な取組みを推進・サポートしてまいります。

市長として、皆さまと培った経験を糧に、現場目線を忘れることなく、一人おひとりのニーズとフェーズに応じたきめ細かな施策を講じることで、市民の皆さまとともに、この難局にも立ち向かってまいります。

さて、私は、先の市長選挙で多くの市民の皆さまにご信託をいただき、市長として引き続き市政を担わせていた

だくことになりました。これからの4年間の最重要課題としては、「中学校給食の実現」、「救急病院の誘致」、「駅前の再整備」、「安威川ダム周辺整備」、「待機児童問題」、「新しい市民会館建設」の六つを掲げております。

4年前に対話と議論を重視した公平・公正な市政運営の実践を約束いたしました。初心を忘れることなく、先人が築きあげてきた茨木の歴史とその魅力、「教育のまち」としての伝統を継承し、多くの方々にはがまちへの誇りと愛着を深めていただけるよう、市長として、過去・現在・未来への責任を果たしてまいります。そして、「安全・安心」、「豊かさ・幸せ」を実現できる、「次なる茨木」に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

茨木市長 福岡洋一



茨木市緊急対策 第3弾を実施

◇令和2年度補正予算（第2号）の概要
総額 10億2,260万円

6月12日の市議会において、新型コロナウイルス感染症に関する施策等の補正予算が可決・成立しました。主な施策の概要を紹介します。☎財政課 ☎620・1612

市民生活への支援

◇水道料金・下水道等使用料の減額

[市独自] **1億9,800万円**
 (7ページ参照)

一般家庭における日常生活を支援するため、水道料金・下水道等使用料を一定額で減額します（申請不要）。

【内容】一般家庭の基本料金の1か月相当額を減額（水道：935円、下水道：550円、合計1,485円※税込、2か月使用の場合）。

【対象】7月、8月の検針分（全契約者）

◇国民健康保険料の減額

[市独自] (7ページ参照)

国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するため、繰越金を緊急的に活用し、保険料率を前年度並みとします。

【対象】国民健康保険加入世帯

医療機関、障害・介護事業所の支援、感染予防用品の購入等

◇医療機関への新型コロナウイルス感染症対策応援給付金の支給

[市独自] **7,240万円**
 (10ページ参照)

医療提供体制の継続・維持を応援するため、市内の医療機関に対し、感染対策応援給付金を支給します。

【対象】市内の病院（14か所）、一般診療所（222か所）、歯科診療所（149か所）、薬局（123か所）

【支給額】救急告示病院：1施設あたり200万円、救急非告示病院：1施設あたり100万円、病院以外の医療機関：1施設あたり10万円

【支給】申請に基づき順次振込

◇障害者（児）福祉サービス事業所への新型コロナウイルス感染症対策応援給付金の支給

[市独自] **2,300万円**
 (10ページ参照)

障害福祉サービス提供体制の継続・維持を応援するため、市内の障害者（児）福祉サービス事業所等に対し、感染対策応援給付金を支給します。

【対象】市内の障害福祉サービス事業所（170事業所）、放課後等デイサービス事業所等（60事業所）

【支給額】1事業所あたり10万円

【支給】申請に基づき順次振込

◇介護事業所への新型コロナウイルス感染症対策応援給付金の支給

[市独自] **2,500万円**
 (10ページ参照)

介護サービス提供体制の継続・維持を応援するため、市内の介護事業所に対し、感染対策応援給付金を支給します。

【対象】市内の介護事業所（250事業所）

【支給額】1事業所あたり10万円

【支給】申請に基づき順次振込

事業者等の事業継続支援

◇家賃の減額を行う貸主への家賃減額協力補助金の創設 [市独自] 8,200 万円

(8 ページ参照)

店舗の家賃支払が困難となっている市内の小規模事業者を支援するため、家賃の減額に協力する貸主に対して減額に係る経費の一部を補助します。

【対象】 飲食店や物品販売等の事業活動を市内に店舗を構えて行う小規模企業者（商業・サービス業：従業員 5 人以下、その他：従業員 20 人以下の法人・個人）に対し、3 か月分の家賃を半額以上減額するテナントオーナー（540 店舗）

【補助率】 7月を含む3か月分の家賃減額累計額の3分の2

【補助額】 1店舗あたり上限 20 万円、1 オwnerあたり上限 200 万円

◇新型コロナウイルス感染症関連融資の利子補給制度の創設 [市独自]

(8 ページ参照)

市内事業者の事業継続を支援するため、国の利子補給制度（当初の3年間無利子）の利用者に対し、有利子となる2年間分（令和5年度～7年度分）の利子の補助を行います。

【対象】 市内小規模企業者（商業・サービス業：従業員 5 人以下、その他：従業員 20 人以下の法人・個人）

【補助額】 各年度上限 10 万円、合計上限 20 万円

【期間】 国の利子補給期間終了後の2年間

◇新型コロナウイルス感染症に対応した商店街・共同事業者の事業活動への補助 [市独自] 1,200 万円

(8 ページ参照)

地域住民の利便性の向上に資する事業を支援する商店街・小売市場振興事業補助金を拡充し、自粛要請緩和後の商店街・共同事業者が行う「三つの密」防止等の新型コロナウイルス感染症対応に留意した事業活動に係る経費を補助します。【予算総額：1,624 万円】

【対象】 地域生活支援事業を実施する市内の商店街・共同事業者

【補助率】 10 分の 10

【補助額】 上限 150 万円

◇非正規雇用者等への再就職支援助成金の拡充 [市独自] 359 万円

(6 ページ参照)

正規雇用が困難となっている状況に対応するため、再就職支援助成金を拡充し、非正規雇用者を対象に加え、正規就職に向けて行う教育訓練に係る経費を補助します。【予算総額：414 万円】

【対象】 離職者に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた非正規雇用者を追加（50 人）

【補助率】 教育訓練受講料の2分の1

【補助額】 上限 5 万円（国の教育訓練給付金受給対象外者は、国の教育訓練給付金相当額を加算）

小中学校の学習支援等

◇情報教育の推進に向けた取組み

4,696 万円

通信環境が整っていない家庭において、オンライン授業動画の視聴のほか、家庭学習のフォローや生活状況の確認等を行うため、タブレットとモバイルルータを貸与します。問合先 教育センター ☎ 626・4400

【対象】 小・中学生 1,800 人（小学生 1,400 人、中学生 400 人）

（財源：公立学校情報機器整備費補助金（国）1,800 万円）

在宅での読書活動の支援

◇図書館での電子書籍の導入

[市独自] 995 万円

今後の多様な利用形態に対応するため、児童が自宅で学習できる書籍や、資格取得のための参考書等の電子書籍（1,500 タイトル）を導入します。問合先 中央図書館 ☎ 627・4129

【内容】 調べる学習等に役立つ児童書、中学・高校生向けの文芸書、一般向けビジネス・語学・資格学習書、外国語児童書

【利用開始】 7月末から

子育て世帯への支援等

◇子ども虐待への対応の充実・強化（子育て支援総合センターの体制充実）

1,108 万円

子どもや保護者に寄り添った継続的な在宅支援や児童虐待の発生・重篤化の防止体制を充実するため、子育て支援総合センターに子ども家庭総合支援拠点を設置します。【予算総額：3,213 万円】 問合せ先 子育て支援総合センター ☎ 624・9301

(財源：児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金(国) 1,108 万円)

◇ファミリー・サポート・センター利用料の補助

345 万円

(6 ページ参照)

小学校等の臨時休業により、ファミリー・サポート・センター事業を利用する費用を補助します。

【対象】ファミリー・サポート・センターに会員登録している人

【期間】4月1日～学校等の本格再開

【補助額】1日あたり上限 6,400 円

(財源：子ども・子育て支援交付金(国) 115 万円、(府) 115 万円)

地域活動・福祉活動への支援

◇自治会活動の感染予防支援補助（自治会集会施設等整備事業補助金の拡充）

[市独自] 1,250 万円

(6 ページ参照)

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む自治会を支援するため、集会施設等への飛沫防止板や換気扇の設置等に必要となる経費を補助します。【予算総額：2,350 万円】

【対象】単位自治会（1自治会あたり1集会施設、複数ある場合は上限2集会施設）

【対象経費】感染予防に向けた集会所の改修、衛生用品の購入等

【補助額】上限5万円

◇福祉活動等感染予防支援補助金の創設

[市独自] 360 万円

(10 ページ参照)

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む子ども、高齢者等のための支援を行う非営利団体の活動を支援するため、マスクや消毒液等の購入に必要となる経費を補助します。

【対象】市内の子ども、若者、ひとり親家庭、高齢者、要介護者、障害者のいずれかのための支援を行う非営利団体（120 団体）

【対象経費】感染予防対策として購入した消耗品費

【補助額】1団体あたり上限3万円

【実施時期】7月1日から

◇チャレンジいばらき補助金（提案公募型公益活動支援事業補助金）の拡充

[市独自] 155 万円

(24 ページ参照)

市民活動における新型コロナウイルス感染症対策にかかる創意工夫した取組みに対して活用を図るため、提案公募型のチャレンジいばらき補助金を拡充します。【予算総額：600 万円】

・人権・男女共同参画推進事業 ・文化芸術振興事業

・少年少女スポーツ大会事業 ・自由テーマ型事業

【補助率】現行：2分の1等→対象事業：10分の10

【補助額】現行：10万円等→対象事業：上限20万円

指定避難所における感染予防用品の充実

◇新型コロナウイルス感染症対策のための災害用備蓄品の充実

[市独自] 788 万円

災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、指定避難所75か所等に感染予防用品を整備します。問合せ先 危機管理課 ☎ 620・1617

【備蓄品】消毒液(1,050ℓ)、ダンボールベッド(230台)、マスク(37,500枚)、使い捨て手袋(3,750組)、ペーパータオル(60,000枚)

その他の令和2年度補正予算（第2号）の内容、詳細は市HPへ

右図読み取り



新型コロナウイルス感染症に関する支援情報一覧 (6月12日現在、新規、変更・追記のみ)

広報いばらき6月号に掲載している支援一覧(5月14日現在)から変更のあった事業と新規拡充の事業のみ掲載しています。その他の支援情報は6月号または市HP(右図読み取り)をご覧ください。なお、各支援に関する最新情報や申請方法等詳細は、市HP参照または各問合せ先にお問い合わせください。



◇給付金等に関すること

No.	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ先 (市外局番は072)
1	住居確保給付金	離職・廃業した人(給与等の減少により離職・廃業と同程度の状況にある人含む)で、住居を喪失またはそのおそれがある人(収入要件・資産要件等あり)	就職活動を行うなどの条件により、家賃相当額を一定期間支給します。 【支給額(上限)】 単身 39,000円 2人世帯 47,000円 3人世帯以上 51,000円	くらしサポートセンター 「あすてっぷ茨木」 ☎ 655・2752 相談支援課 ☎ 655・2758 FAX 620・1720
2	再就職支援助成金の拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた非正規労働者や失業中の人で、国の指定する教育訓練の修了者	正規就職に向けて行う、教育訓練の経費を補助します。 【対象講座】 国の指定する教育訓練給付金対象講座 【補助率】 教育訓練受講料の2分の1 【補助額】 上限5万円(国の教育訓練給付金受給対象外者は、国の教育訓練給付金相当額を加算)	商工労政課 ☎ 620・1620 FAX 627・0289
3	ファミリー・サポート・センター利用料補助	ファミリー・サポート・センターに会員登録している人	小学校等の臨時休業のため、ファミリー・サポート・センターを利用した費用を補助します。 【期間】 4月1日～学校等の本格再開 【補助額】 1日上限6,400円	子育て支援課 ☎ 620・1633 FAX 622・8722
4	就労継続支援B型事業利用者に対する就業支援金	4月または5月に就労継続支援B型事業を利用し、6月1日時点で同事業の利用契約を行っている市民	社会参加の減少や工賃が減収している就労継続支援B型事業利用者の生活を支援するため、就業支援金を交付します。 【支給額】 1人あたり1万円 【支給】 申請に基づき順次振込	障害福祉課 ☎ 620・1636 FAX 627・1692
5	自治会集会施設等における感染予防対策を講じる費用の補助	単位自治会(1自治会あたり1集会施設、複数ある場合は上限2集会施設)	自治会が所有・管理運営する集会施設において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な経費を補助します。 【対象経費】 手指消毒液、空気清浄機等の購入に要する経費、換気扇等の整備に要する経費 【補助額】 上限5万円	市民協働推進課 ☎ 620・1604 FAX 620・1715
6	自治会集会施設等整備事業補助の制限の一部緩和	自治会集会施設	自治会が所有・管理運営する集会施設において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な改修(20万円以上)を行う場合、前回の交付決定を受けた日の翌年度から5年を経過しない場合でも、補助金の申請ができるよう、制限を緩和します。	

新規拡充事業

6月号から変更・追記のあった事業(下線は変更・追記部分)

◇支払い減免・猶予に関すること

No.	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ先 (市外局番は072)
1	学童保育室利用料の減額	学童保育室に入室している児童が、家庭保育に協力し、学童保育室を利用しない児童の世帯	3月1日～6月13日の期間、登室しなかった日数が1日以上の児童の学童保育室利用料・延長利用料を、日割りで減額します。	学童保育課 ☎ 620・1801 FAX 622・8722
2	水道料金の減額	全契約者	一般家庭における日常生活を支援するため、水道料金・下水道等使用料を一定額で減額（7月、8月検針時の一般家庭の基本料金の1か月相当額。水道935円、下水道550円、合計1,485円※税込、2か月使用の場合）します。	水道部営業課 ☎ 620・1691 FAX 623・1918
3	下水道等使用料の減額			下水道総務課 ☎ 620・1665 FAX 620・1735
4	国民健康保険料の減額	国民健康保険加入世帯	今年度の国民健康保険料率を前年度並みとします。	保険年金課（国保） ☎ 620・1631 FAX 624・2109

■ 新規拡充事業

■ 6月号から変更・追記のあった事業（下線は変更・追記部分）

◇期間の延長に関すること

No.	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ先 (市外局番は072)
1	住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度の申請期限の延長	本市の住民票に記載されている住所に対象システムを設置した個人	申請期限は6か月以内としていますが、緊急事態宣言の期間内に期限が到来した場合、 <u>7月31日</u> まで申請が可能です。	環境政策課 ☎ 620・1644 FAX 627・0289
2	労働保険の年度更新期間の延長	労働保険年度更新手続を行う事業主	例年7月10日までの、労働保険年度更新手続の期間が、8月31日まで延長されます。	茨木労働基準監督署 ☎ 604・5310

■ 新規拡充事業

■ 6月号から変更・追記のあった事業（下線は変更・追記部分）

◇相談窓口に関すること

No.	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ先 (市外局番は072)
1	こころの相談室	市民	精神保健福祉士による来所相談（予約制） 【日時】毎週木曜日、午後1時30分～3時30分、1人当たり1時間（前日までに要予約） 【場所】保健医療センター	保健医療課 ☎ 625・6685 FAX 625・6979

■ 新規拡充事業

◆事業者支援に関すること

No.	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ先 (市外局番は 072)
1	持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	<p>【給付額】 ◎法人 200万円、◎個人事業者 100万円 (昨年1年間の売上からの減少分が上限)</p> <p>【申請方法】 持続化給付金 HP から申請 (困難な場合は、下記申請サポート会場で申請可)</p> <p>【申請サポート会場 (福祉文化会館 1階ロビー)】</p> <p>◎開設時間：午前9時～午後5時 (要予約)</p> <p>◎予約方法：電話予約 ☎ 0120・835・130 (自動音声、24時間)、☎ 0570・077・866 (オペレーター対応、午前9時～午後6時)</p> <p>◎会場コード：2723 (茨木会場)</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター</p> <p>☎ 0120・115・570</p>
2	事業者応援給付金	<p>市内に事業所を有する (3月31日以前から営業) 個人事業主または法人等 (営利目的のものに限る、みなし大企業除く) で、次の全ての要件を満たすもの。</p> <p>① 4月または5月の事業全体の売上が前年同月に比べて減少している。</p> <p>② 府の休業要請等対象の場合は、休業等に協力しており、休業要請支援金を受けていない (受ける予定がない)。</p>	<p>【支給額】 1事業者あたり 10万円</p> <p>【申請】 7月31日 (消印有効) までに</p> <p>①市 HP から申込</p> <p>②申請書類を郵送で商工労政課</p> <p>③①②が困難な場合は、市役所本館7階会議室で受付</p>	
3	家賃減額協力補助金	小規模企業者が営む、物品販売やサービス提供を行う市内店舗 (事務所、倉庫、作業所等除く) の家賃を、7月を含む3か月間の累計額で2分の1以上減額した貸主 (オーナー)	<p>【支給額】 家賃減額分の3分の2 (1店舗あたり上限 20万円。1オーナーあたり上限 200万円)</p> <p>【申請】 申請書類を郵送で商工労政課 (郵送が困難な場合は、市役所本館7階で受付)</p>	
4	商店街・小売市場振興事業補助金 (地域生活支援事業：コロナ対応型)	市内の商店街・共同事業者 (複数の事業者が連携して取り組む場合も対象) が行う、「三つの密」の回避等の実現に向けた地域生活の利便性や快適性を高めるサービスを提供する取組み	<p>【補助対象経費】 印刷製本費、消耗品費、通信費、広告宣伝費、修繕料、手数料、保険料、人件費 (申請者や申請団体の構成員に係るものは不可)、使用料、委託料、事業のために物件を賃借する場合の賃借料 (共益費・管理費除く)、車両の購入費</p> <p>【補助内容】 補助率：10分の10 (消費税等除く) 補助限度額：150万円</p> <p>【申請】 事業着手前に商工労政課に要相談</p>	<p>商工労政課</p> <p>☎ 620・1620</p> <p>FAX 627・0289</p>
5	新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金	小規模企業者 ※申請は国の利子補給が終了する3年後	<p>【対象融資】 国の利子補給の対象で実質無利子となり、令和3年1月31日までに実行された次の融資制度、①府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金 (保証料等補助型)、②日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等、③商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>【交付対象期間】 国の利子補給終了から2年</p> <p>【利子補給額】 支払った利子の額 (上限は各年度 10万円、合計 20万円)</p> <p>【事前登録】 利子補給対象融資の実行後に、7月から商工労政課で登録受付開始 (融資名、借入額、利率、融資日のわかる書類が必要)</p>	

新規拡充事業

6月号から変更・追記のあった事業 (下線は変更・追記部分)

◇事業者支援に関すること

No.	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ (市外局番は072)
6	小規模事業者持続化補助金に係る売上減少証明書の発行	前年同月比の売上高が、20%以上減少している小規模事業者	補助対象経費の一部について、審査後、概算払いによる即時支給を希望する事業者を対象に、申請時に必要となる売上減少の証明書を発行します。	【証明書の発行】 商工労政課 ☎ 620・1620 FAX 627・0289 【補助金】 茨木商工会議所 ☎ 622・6631 FAX 622・6632
7	雇用調整助成金の特例措置	事業主	労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。 【特例措置の内容（一部抜粋）】 ◎生産指標（売上高等）の確認を10%減少から5%に緩和 ◎助成率大企業3分の2、中小企業5分の4（解雇等を行わない場合は大企業4分の3、中小企業は10分の10） ◎支給限度日数について4月1日～9月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用可能 ◎雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象 ◎日額上限15,000円	大阪労働局職業安定部雇用保険課助成金センター ☎ 06・7669・8900 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（問い合わせのみ） ☎ 0120・60・3999
8	中小企業経営アドバイザーによる無料相談	中小企業・小規模事業者	◎経営相談：主に毎週月・火・金曜日 ◎創業相談：主に毎週月・金曜日 ◎国のものづくり補助金や先端設備導入計画等の相談：主に毎週火曜日 【時間】午前10時～午後5時（要予約）	商工労政課 ☎ 620・1620 FAX 627・0289
9	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の特別枠、事業再開枠	中小企業・小規模事業者等	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率を引き上げる「特別枠」が設けられ、さらに業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組みを行う場合、「事業再開枠」により別枠の補助（上限50万円）が上乗せされます。	ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎ 050・8880・4053
10	IT導入補助金の特別枠（C類型）	中小企業・小規模事業者等	テレワーク環境の整備等に取り組む事業者を対象に、ITツールの導入を優先的に支援する「特別枠（C類型）」が新たに設けられます。 ◎補助率：3分の2以内または4分の3以内 ◎補助額：30～450万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎ 0570・666・424

■ 新規拡充事業

■ 6月号から変更・追記のあった事業（下線は変更・追記部分）

◆事業者支援に関すること（医療、子育て、福祉）

No	支援制度名	対象	内容等	受付窓口・問合せ先 (市外局番は072)
1	医療機関 感染対策応援 給付金	市内の医療機関、歯科診療所、調剤薬局（厚生労働大臣が指定する保険医療機関等）	医療機関の規模に応じて、感染対策応援給付金を支給します。 ①二次救急告示病院：200万円 ②①以外の病院：100万円 ③①②以外の医療機関、歯科診療所、調剤薬局：10万円	保健医療課 ☎ 625・6685 FAX 625・6979
2	介護サービス 事業所感染対策 応援給付金	次の全てを満たす市内事業所（6月1日時点で市から介護サービスの指定を受けているもの）を有する法人 ①介護保険法に基づき、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスを提供している事業所（補装具や福祉用具を扱っている事業所除く） ②2～5月のいずれかの月に介護サービスの利用実績がある ③申請日以降、引き続き介護サービスの提供を行う予定である	【支給額】 1事業所あたり10万円 【申請】 申請書類を長寿介護課（申請書は、市から各法人・事業所へ郵送） 【支給額】 申請に基づき7月上旬から順次振込	長寿介護課 ☎ 620・1639 FAX 622・5950
3	障害者（児） 福祉サービス 事業所感染対策 応援給付金	次の全てを満たす市内事業所（6月1日時点で市から障害福祉サービス等の指定を受けているもの）を有する法人 ①2～5月に障害福祉サービス等の提供実績がある ②申請日以降、引き続き障害福祉サービス等の提供を行う予定である	【支給額】 1事業所あたり10万円 【申請】 申請書類を右記担当課（申請書は、市から各法人・事業所へ郵送） 【支給】 申請に基づき7月上旬から順次振込	【障害福祉サービス事業所】 障害福祉課 ☎ 620・1636 FAX 627・1692 【放課後等デイサービス事業所等】 子育て支援課 ☎ 620・1633 FAX 622・8722
4	福祉活動等感 染予防支援 補助金	子ども、若者、ひとり親家庭、高齢者、要介護者、障害者のいずれかのための支援を行う市内非営利団体	当該活動のために新型コロナウイルス感染症の予防対策として購入した消耗品費を補助します。 【募集期間】 7月1日～8月31日 【補助額】 1団体あたり上限3万円	【高齢者、要介護者、障害者分野】 地域福祉課 ☎ 620・1634 FAX 621・1660 【子ども、若者、ひとり親家庭分野】 こども政策課 ☎ 620・1625 FAX 622・8722

 新規拡充事業

新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター

- 市コールセンター（平日、午前9時～午後5時） 市の総合的な対応、取組みの相談窓口
☎ 072・655・2750、FAX 072・655・2760
- 市こころのケアセンター（平日、午前9時～午後5時） ストレスや不安等の相談窓口
☎ 072・622・1842、FAX 072・625・6979
- 府健康相談窓口（午前9時～午後6時） 健康に関する不安等の相談窓口
☎ 06・6944・8197、FAX 06・6944・7579



新型コロナウイルス感染症に関連したお知らせ

◆新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺に注意！

新型コロナウイルスに便乗して、官公庁職員や子ども等になりました不審な電話が発生しています。お金やキャッシュカードをだまし取られないように、不審に思ったら電話を切り、家族や警察に相談してください。**問合先** 茨木警察署生活安全課 ☎ 622・1234



◆特別定額給付金(10万円の給付)の申請を忘れずに

特別定額給付金の申請期限は、郵送・オンライン共通で8月18日(消印有効)です。期限内に申請をお願いします。オンライン申請(世帯主のマイナンバーカードが必要)は右下図読み取りから行ってください。なお、申請書が届いていない場合は、市特別定額給付金コールセンターまでご連絡ください。**問合先** 同コールセンター ☎ 655・2759



◆マスク着用による熱中症にご注意を

気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高まります。次の点に気を付けながら感染症予防と熱中症予防を同時に心がけましょう。

▶屋外で人と十分な距離(2m以上)が確保できるときは、マスクを外す。▶マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を控え、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を心掛ける。▶周囲の人との距離を十分にとれる場所で、時々マスクをはずして休憩する。**問合先** 保健医療課 ☎ 625・6685

◆大阪コロナ追跡システムのご利用を

同システムは、飲食店や施設・イベントを通じた感染拡大防止のため府が作成したものです(詳細は下図読み取り)。

施設の利用やイベント参加の際、QRコードを活用して利用者がメールアドレスを登録します。後日、施設利用者の中に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模等に応じて、府から同日の施設利用者等にメールで注意喚起します。

問合先 同システムコールセンター ☎ 06・4397・3354(変更の可能性あり) 運営者等 利用者等



避難行動時等の感染症対策のお願い **問合先** 危機管理課 ☎ 620・1617

在宅避難や親戚・友人の家等への避難の検討



過密状態による避難所での感染拡大を防ぐため、自宅等での安全確保が可能な場合には、在宅での避難や親戚・友人の家等への避難も検討してください。

手洗い、せきエチケット、マスクの着用等の徹底



避難所等では、こまめな手洗いや手指の消毒に加え、せきエチケット等の基本的な感染症対策をお願いします。また、マスクの着用や検温も徹底してください(可能な範囲で避難前も検温を)。

十分な換気の実施、スペースの確保



三つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けるため、避難所内では十分な換気と、避難者同士の十分なスペースの確保にご協力ください。

避難時に持参していただきたいもの



避難時には、通常の備蓄品に加えて、マスク(タオル等)・アルコール消毒液(除菌ウェットティッシュ)・体温計をご持参ください。

